

公有財産売却に係る入札公告（令和 8 年度第 3 回公有財産売却について）

公有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

安房郡市広域市町村圏事務組合
理 事 長 森 正 一

1. 入札に付する物件

物件番号	物件名称	概要	予定価格	入札保証金
1	救急自動車 平成 2 9 年 3 月登録 一時抹消登録済	型 式：CBF-TRH226S 初年度登録：平成 2 9 年 3 月 車体の形状：救急車 排気量：2. 6 9 L 走行距離：268, 109 k m 一時抹消登録済み	100, 000 円	10, 000 円

※ 1 「予定価格」とは、あらかじめ安房郡市広域市町村圏事務組合が定めた最低落札価格をいう。「予定価格」には本体価格及びそれに係る消費税相当額、リサイクル預託金を含む。

※ 2 走行距離は令和 8 年 6 月 1 日現在のもの。

2. 入札に参加する者の条件

次のいずれかに該当する者は、公有財産売却へ参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当すると認められる者
- (2) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (3) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規則に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4

- 7号) 第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員になっている者
- (5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づく破壊的団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (6) 日本語を完全に理解できない者
- (7) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。
- (8) 18歳未満の者。ただし、その親権者等が代理人として参加する場合を除く。
- (9) 安房郡市広域市町村圏事務組合インターネット公有財産売却ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

3. 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、KSI官公庁オークションが運営するインターネット公有財産売却システムの画面上で参加申込み手続きを完了した後、安房郡市広域市町村圏事務組合インターネット公有財産売却ガイドラインに定める必要書類を添えて、本申込みを行うこと。

(1) 参加申込み受付期間

①期 間 開始：令和8年7月17日(金) 13時から
締切：令和8年8月4日(火) 14時まで

②場 所 インターネット上(KSI官公庁オークション)

(2) 本申込み

①提出期限 令和8年8月12日(水)

②提 出 先 〒294-0045

千葉県館山市北条686番地1

安房郡市広域市町村圏事務組合 消防本部 総務課

公有財産売却担当 宛

③提出方法

持参する場合 土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に上記提出先へ提出すること。

郵送する場合 提出期限までに郵送すること。(提出期限当日の消印有効)

※ 郵送する場合は、8月12日(水)必着とします。提出期限直前の郵送は、なるべく速達でお送り下さい。

4. 現地説明会(物件確認)

現地説明会は実施しない。

5. 入札方法

安房郡市広域市町村圏事務組合インターネット公有財産売却ガイドラインに基づくインターネット公有財産売却による一般競争入札とする。

6. 入札保証金

入札保証金額は「1. 入札に付する物件」一覧に記載のとおり。

7. 入札期間及び場所

- (1) 入札期間 令和8年8月18日(火) 13時から
 令和8年8月25日(火) 13時まで
- (2) 場 所 インターネット上 (KSI 官公庁オークション)

8. 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び安房郡市広域市町村圏事務組合インターネット公有財産売却ガイドラインに違反した入札は無効とする。

9. 物件・入札に関する質問等

問合わせ先

〒294-0045

千葉県館山市北条686番地1

安房郡市広域市町村圏事務組合 消防本部 総務課

電話番号 0470-22-2902

受付時間 午前9時～午後5時 土・日・祝祭日を除く

10. その他

その他詳細については、安房郡市広域市町村圏事務組合インターネット公有財産売却ガイドラインによる。